

神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務） 仕様書

1 業務の名称

神戸市女性のつながりサポート事業（相談支援業務）

2 委託契約期間

契約締結日から 2026 年 3 月 31 日まで

3 業務目的

就業面から生活面にわたって困難・課題を抱える女性の問題が顕在化していることから、孤独・孤立で不安を抱える女性に対して、社会とのつながりの回復に向けた支援を行うため、専門家による相談支援等を実施することで相談環境の充実を図る。

4 業務内容

（１） 女性による女性のための相談会（年 3 回以上開催）

相談者の課題解決に資するよう、各種専門家によって相談をワンストップで受ける機会を提供すること。日時、回数、場所、手法については、提案にもとづき、市と協議のうえ決定し、年 3 回以上開催すること。

- ① 弁護士、司法書士、臨床心理士、ファイナンシャルプランナーなど、各種専門家による個別相談（離婚、労働問題、心、からだ、家さがし、仕事さがし、借金やお金に関すること、DV 関係、子育て相談など）
- ② 託児サービスの提供
- ③ その他
 - （ア） 利用者費用は無料とすること。
 - （イ） 神戸市内で実施すること。なお、神戸市男女共同参画センターのセミナー室で開催する場合の利用料は免除する。
 - （ウ） 相談を受けるにあたっては、年齢や相談内容を限定せず、女性の悩み全般について受け付けること。
 - （エ） 原則として神戸市民を相談の対象とすること。
 - （オ） 相談会の事業案内チラシの作成など効果的な広報を実施すること。
 - （カ） 相談会の予約受付を実施すること。
 - （キ） 実施するうえで、対応可能な人員配置等の体制を整えること
 - （ク） 外国人対応が必要な場合は、通訳などを配置すること。

（２） 生理用品の提供

生理用品に相談窓口の広報物等を添付し、相談へのきっかけづくりを目的として提供。

- ① 生理用品等の調達
 - ・生理用ナプキン 1 人 1 パック（薄型約 30 個入り） 5,700 人分（予定）
 - ・納入時期等については市の指示に従うこと。
- ② 各種相談窓口の案内用の広報物の作成

生理用品と一緒に提供する各種相談窓口の案内用の広報物（名刺サイズ）を作成する

こと。

③ 生理用品の提供

生理用品を必要とする人が訪れる既存の相談窓口、相談会等の機会を通じて提供することとし、最終的な配布場所については、市と協議のうえ決定すること。

提供場所には、神戸市男女共同参画センター、神戸市ひとり親家庭支援センター、マザーズハローワーク三宮、神戸国際コミュニティセンター、市立学校（約 260 校）を含めることとし、生理用品の提供場所との調整は、市が行う。

(3) 上記（１）、（２）に関する市との協議、連絡調整に関すること

5 業務報告等

(1) 業務報告書の作成

① 相談記録

受け付けたすべての相談についての、相談受付件数、相談と応答の記録
（相談会実施後、1 か月以内に提出すること）

② 生理用品の調達記録等

生理用品の調達、配送状況を記録したもの

③ 全体の業務報告

委託期間終了後、すみやかに、実施業務の内容、成果及び課題等をまとめた業務報告書を市に提出すること。（報告書作成費も委託料に含む。）

(2) 業務報告書の納品

業務報告書は電子データでの納品とする。

(3) 精算報告書の作成

委託業務の終了後、市の指定する期日までに、精算報告書を市に提出しなければならない。委託料の精算の際、前金払を受けた委託料に余剰金が生じた場合は、市の指定する期日までに、市が発行する納付書により、市に返納するものとする。

6 留意事項

(1) 再委託について

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 個人情報の保護

相談者の個人情報については、本業務の目的のみに利用するものとし、それ以外の目的に利用しないこと。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(3) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物等の著作権は、市に帰属するものとする。

(4) 第三者の権利侵害

受託者は市に対し、納品する成果物が第三者の特許権、著作権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

(5) 記載外事項

本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者が協議して解決するこ

と。また、契約書及び仕様書に定めのない事項については、その都度、双方協議のうえ定める。